

とら年も残りわずかです。とら年は「新しく立ち上げる」「芽吹いたものが成長する」という年回りだそうです。この一年を振り返っていかがだったでしょうか。来年はうさぎ年です。大変なことがあったとしてもウサギのようにぴょんぴょん跳ねて、世の中が上向いていくことを祈りつつ、皆さま良いお年をお迎えください。

## 知っどこ! 「税」のマメ知識

### 今月のマメ知識：【納めた税金が間違っていたことに気づいたら？】

今回は「誤って税金を多く納めていたり、もしくは少なく納めていたことに気がついた場合の対処方法」についてお話しします。計算間違いなどで税金が正しく納められていなかった場合には当然、訂正をすることになります。



しかし「多く納めていた場合」と「少なく納めていた場合」とでは訂正の仕方が異なります。まず「多く納めていた場合」は「更正の請求書」という書類に訂正事項を記載して提出します。その際の注意点は、原則として法定申告期限から5年以内に行わなければならないということです。一方で「少なく納めていた場合」は「修正申告書」を提出します。こちらも法定申告期限から5年以内ですが、悪質な行為が発覚した場合は7年以内まで延長されます。この場合、追加の税金を納めるとともに、過少申告加算税（悪質な行為の場合は、過少申告加算税に代えて重加算税）や延滞税などの附帯税を納付する必要があります。なおこの附帯税は損金（いわゆる経費）には算入することができません。

## 意外に知らない 暦の話

せわしない年の瀬なので「すでに初詣の予定を入れた」という方もいらっしゃるかもしれません。新年の神社仏閣は大にぎわいで楽しそうですね。とはいえ場合によっては「人混みは避けたいなあ」ということもあるでしょう。そんな方にお伝えしたいのが1月4日の「石の日」、またの名を「ストーンズデー」。これは「1=い、4=し」の語呂合わせからできた記念日で、この日、願いがかけられた石——「お地蔵様」や「こま犬」などに触れると願いがかなうのだとか。三が日の後であればぐっと人出も減りますから、あえて「石の日」に足を運んでみるのも一策ではないでしょうか。いつも寝正月という方にも「石の日」の参拝はおすすめ。そして特筆すべきはこの願掛け、なんと「墓石」でもOKなのだとか！年始の墓参りは控える地域もあるようですが、そうでなければぜひご先祖様へ年頭のごあいさつを差し上げつつ、墓石をなでながらお参りしてはいかがでしょうか。

## 気軽に Let's 英会話

### 今月のキーワード：【airfare】

コロナの発生から約3年が経ち、この年末年始は海外旅行を楽しむ方も多いでしょう。現在の航空運賃は、需要と供給のバランスや原油価格高騰のため、コロナ前に比べて値上がりしています。「久しぶりに年末はハワイで過ごしたかったけど、飛行機代が高くてあきらめたの」は“I wanted to spend the end of the year in Hawaii for the first time in a while, but I gave up because the airfare was expensive.”です。「飛行機代」は“airfare”の他にも“plane (airline) ticket”が使われます。

魚を焼いたり鍋を焦がしたりすると、キッチンやリビングなどに臭いがこもってなかなか消えませぬ。臭いが部屋に充満していると、濡らしたタオルで部屋の空気をパタパタあおぎましょう。タオルについていた水分が臭いを手早く吸収して、消臭に一役買います。

知って得する 知恵袋

